

甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、甲賀市人権尊重のまちづくり条例（平成16年甲賀市条例第196号）の理念に基づき、明るく住みよい人権尊重のまちの実現を目指し、全ての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もがパートナーや家族とともに自分らしく人生を歩んでいけるように支援するため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性についての指向をいう。以下同じ。）が異性のみでない者、性自認（自己の性についての認識をいう。以下同じ。）が出生時に判定された性と異なる者等をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続して協力し合う一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の子（養子を含む。）、親等の近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）その他市長が認める者と、生計が同一である家族としての関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成しようとする者のうち、パートナーシップ関係にある2人以外の者をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓い、市長に対してこれを表明することをいう。

(対象者)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓しようとする者の一方又は双方が性的マイノリティであること。
- (2) パートナーシップにある当事者（以下「当事者」という。）がともに民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(3) 当事者の一方又は双方が市内に住所を有し、又は3月以内に市内に転入する予定があること。

(4) 当事者に配偶者（婚姻届の提出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がいないこと、かつ、宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。

(5) 当事者が近親者でないこと。ただし、当事者が養子縁組によって近親者となった場合を除く。

2 ファミリーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) パートナーシップの宣誓をした者であること。

(2) 当事者の一方又は双方がファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

(3) ファミリーシップ対象者の同意（15歳未満の者にあつては、親権者の同意）があること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当事者の一方又は双方が市内に住所を有している場合にあつては住民票の写し又は住民票記載事項証明書（続柄の記載があるもの。以下「住民票の写し等」という。）、当事者のいずれもが市内に住所を有していない場合にあつては少なくともいずれか一方が市内に転入する予定であることを確認できる資料等

(2) 当事者が現に婚姻をしていないことを証明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 パートナーシップと併せてファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、前項各号に規定する書類のほか、ファミリーシップ対象者との関係及び生計が同一であることを確認できる書類を添付しなければならない。

3 宣誓書は、必要事項を記入し、宣誓をしようとする者が署名しなければならない。ただし、本人が署名することができないと市長が認めるときは、この限りで

ない。

（本人確認）

第5条 市長は、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓の際には、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

（1） 個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、登録証明証等であつて、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第6条 第4条に規定する宣誓手続においては、戸籍に記載されている氏名（外国籍の者にあつては、旅券又は在留カードに記載された氏名）と併せて通称名を使用することができる。この場合において、通称名を使用する者は、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類を宣誓書に添付するものとする。

（受領証等の交付）

第7条 市長は、宣誓書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、当該宣誓書を提出した者（以下「宣誓者」という。）に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名が使用されているときは、通称名とともに戸籍に記載されている氏名（外国籍の者にあつては、旅券又は在留カードに記載された氏名）を受領証等に記載するものとする。

2 市長は、宣誓者のいずれもが市内に住所を有していない場合は、受領証等に代えてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度転入予定受付票（様式第4号。以下「転入予定受付票」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により転入予定受付票を交付された宣誓者のうちいずれかが本市に転入した場合は、本市に転入した日から原則14日以内に、住民票の写し等を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、宣誓者のいずれかが市内に住所を有することを確認できたときは、受領証等を交付するものとする。

（受領証等の返還等）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証等にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号。以下「返還届」という。）を添付して、市長に返還しなければならない。

- （1） 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- （2） 宣誓者の一方が死亡したとき。
- （3） 宣誓者がともに本市に住所を有しなくなったとき。
- （4） 次条第1項の規定により、宣誓が無効となったとき。
- （5） 第3条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 宣誓者は、第3条第2項各号に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに、別に定める変更手続を行わなければならない。

3 第1項第2号に該当する場合においてファミリーシップの宣誓をしているときは、同項の規定にかかわらず、宣誓書に氏名の記載がある子、親等の近親者その他市長が認めた者の同意を得た上で、ファミリーシップを継続することができる。

4 市長は、第1項第1号に該当する場合において、宣誓者の一方により返還届の提出があったときは、返還届を受理した後、もう一方の当事者に対し、当該返還届を受理したことを通知するものとする。

5 市長は、第1項の規定により返還された受領証等の交付番号を公表することができる。

（宣誓の無効）

第9条 宣誓は、次の各号のいずれかに該当する場合には無効とする。

- （1） 宣誓者の一方又は双方にパートナーシップを形成する意思がなかったとき。
- （2） 第3条第1項各号又は第2項各号に規定する要件を満たしていなかったとき。
- （3） 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- （4） 受領証等を不正に使用したとき。

2 市長は、無効とした受領証等の交付番号を公表することができる。

（配慮事項）

第10条 市長は第1条の趣旨に鑑み、特に必要と認めた場合は、宣誓者の意思を尊重した取扱いに努めるものとする。

2 本制度の実施に当たり、職員は宣誓者の意思を尊重するとともにプライバシーに十分配慮し、また職務上知り得た個人情報については、秘密保持を厳守しなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市民及び事業者への周知)

第11条 市長は、本制度の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年6月10日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表）

甲賀市長 あて

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは、甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度に関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、家族（ファミリー）として暮らしていくことを宣誓します。

年 月 日

宣誓しようとする者	フリガナ		
	氏名又は通称名 （自署）		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	戸籍上の氏名		
	住 所		
代筆者	氏 名		
	住 所		

※戸籍上の氏名は、通称名を使用する場合に限り、記入してください。

○ファミリーシップ関係にあることを宣誓する場合は、生計を同一とする者の氏名を記載してください。

ファミリーシップ対象者			
フリ ガナ			
氏名		続柄	続柄
生年 月日	年 月 日	年 月 日	
住所			

※続柄欄には、宣誓しようとする者から見た続柄を記入してください。

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に当たっての確認書

氏名

(通称名)

電話番号

氏名

(通称名)

電話番号

※ 宣誓しようとする者が本市に転入を予定している場合、転入手続きが完了してから受領証等を交付します。

市 使 用 欄	【本人確認書類】
	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券
	☐ 官公署が発行した免許証、許可証等（顔写真が貼付されたもの）
	☐ その他（

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

年 月 日生 様

年 月 日生 様

宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

甲賀市長



(裏)

【この受領証の提示を受けられた方へ】

本市では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく人生を歩んでいけるように、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しています。

この受領証は、一方又は双方が性的マイノリティのお二人が、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において協力し合うことを宣誓したことを証明するものです。

この制度を通じ市民の皆様に、多様性への理解が広がるよう取り組みを進めます。

この制度により、法律上の権利・義務が生じるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、その趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認及び性表現）及びこの制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。

【通称名を使用している場合の戸籍上の氏名】

(外国人にあっては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載します。)

【近親者等の氏名】

【特記事項】

【注意事項】

- 1 この受領証は、甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度に関する要綱の趣旨に従って使用してください。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、受領証等を返還してください。
 - (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者がともに本市に住所を有しなくなったとき。
 - (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

※ (2)に該当する場合でもファミリーシップを継続するときはこの限りではありません。
- 3 次の場合は、宣誓は無効となります。
 - (1) 宣誓者の一方又は双方にパートナーシップを形成する意思がなかったとき。
 - (2) 宣誓書を提出した時点において宣誓の要件を満たしていなかったとき。
 - (3) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (4) 受領証等を不正に使用したとき。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第		号	
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書 受領証カード			
_____ 年 月 日生		_____ 年 月 日生	
宣誓日		_____ 年 月 日	
甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度に関する要綱に基づきパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。			
		_____ 年 月 日	
甲賀市長		印	

【このカードの提示を受けられた方へ】 このカードは、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常の生活において協力し合うことを宣誓したことを証明するものです。 このカードの提示を受けられた方は、その趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。 また、この制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。 【通称名を使用している場合の戸籍上の氏名】 _____ (外国人にあっては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載します。) 【近親者等の氏名】 _____ 【特記事項】 _____
--

備考 背景には、適時意匠を加えることとする。

様式第 4 号（第 7 条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度転入予定受付票

様

次のとおり甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日
甲賀市長 印

受付年月日	年 月 日
受付番号	
受 付 印	

【本票の有効期限： 年 月 日】

- 1 一方又は双方が本市へ転入したことを証明する住民票の写し等を、上記期限までに提出してください。「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」をお渡しします。
- 2 上記期限までに提出がない場合は、届出の要件を欠くものとして、届出書類一式を連絡先へお返しします。
※期限内の提出が困難な場合はご連絡ください。

甲賀市長 あて

甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度に関する要綱第8条第1項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードを返還しますので、下記のとおり届出します。

(宣誓者)

年 月 日

フリガナ		
氏名又は通称名 (自署)		
戸籍上の氏名		
住所		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
窓口に来られた方 (□に✓)	☐	☐

返還理由

□パートナーシップの解消

□一方が死亡（亡くなった方）（死亡日 年 月 日）

☐ともに市外に転出（転出した日 年 月 日）

☐ その他 ()

[illegible]